

平成22年3月30日

厚生労働省労働基準局  
労働保険徴収課

## 労働保険手続における一部手続の電子申請受付停止について

オンライン申請等手続システム評価ワーキンググループ中間報告（平成21年12月21日）を受け、労働保険手続の電子申請のうち、今後電子申請での利用が見込めない下記の手続につきましては、電子申請での受付を停止することとしました。

今回電子申請の受付を停止する手続につきましては、今後書面により申請等いただきますようお願いいたします。なお、その他の手続につきましては引き続き電子申請をご利用いただけますので、是非ご利用下さい。

### 記

#### 1 利用停止手続

- ・雇用保険印紙購入通帳交付申請
- ・雇用保険印紙購入通帳更新申請
- ・雇用保険印紙購入通帳の再交付の申出
- ・印紙保険料納付計器設置承認申請
- ・印紙保険料納付状況報告
- ・印紙保険料納付計器使用状況報告
- ・労働保険事務組合認可申請書及び添付書類の記載事項等の変更の届出
- ・労働保険事務組合認可申請
- ・労働保険事務組合業務の廃止の届出

#### 2 利用停止日時

平成22年3月31日（水）午後12時

平成22年4月1日（木）より上記手続につきましては電子申請をご利用いただけません。